

原発事故被災地における 農業復興の現状と課題

—復興・創生期間終了後を見据えて—

特任研究員 行友 弥

〔要 旨〕

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故について、政府は復興・創生期間の終了後も復興事業を継続する方針を決めた。

特に、原発事故で被災した福島県については2021年度から10年間にわたって「引き続き国が前面に出て」復興に取り組むとしている。しかし、財源面の制約などから支援対象が絞り込まれていく流れも予想される。

福島県の被災地では、住民が避難していた時期の違いなどによって大きな「復興格差」が生じている。現在も避難指示が解かれていない帰還困難区域をはじめ、それぞれの地域事情に応じた柔軟な対応ときめ細かい配慮が必要であろう。

避難が長引いた地域では大幅な人口減少と高齢化が進み、地域農業の担い手や労働力の確保が困難な状況がある。農地集積のテコとなる農業基盤整備事業の推進や「スマート農業」と呼ばれる省力化技術、いわゆる風評被害に強い作物や収益性の高い品目の導入が課題になっている。

半面、帰還した高齢者の生きがいを支え、地域のにぎわいを創出する小規模な農業の意義も軽視されるべきではない。食と農の多様な営みを通じて都市の消費者や未帰還の住民らを「関係人口」として取り込み、内外の連携を強化して地域を活性化していく工夫も求められよう。

被災地は日本全体で急速に進む人口減少の「最前線」でもある。単なる支援の対象ではなく、そこにおける課題と経験を「自分ごと」として捉えていく視点が問われている。

目 次

はじめに

1 2021年度以降の復興政策

2 原発被災地の現状

(1) 人口減少と高齢化

(2) 進まない営農再開

3 再生への模索

おわりに

はじめに

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの復興をめぐり、政府は「復興・創生期間」終了後の2021年度以降も復興庁を存続させる方針を決めた。福島県原発事故被災地では10年間にわたって復興事業を継続する。しかし、現場では維持される事業の具体的な範囲や個別案件の採択などに不安を抱く関係者も少なくない。

不安の理由は、いわゆる復興格差の大きさであろう。県内では原発事故で被災した7市町村に帰還困難区域^(注1)が残り、避難指示が解除された地域も多くは復興の取組みが緒についたばかりである。とりわけ農業現場では担い手および労働力の減少と高齢化が一気に進み、地域農業の再生が見通せない地域が多い。震災・原発事故発生から10年目を迎えた被災地が抱える課題と未来への展望を改めて考えてみたい。

(注1) 大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、飯舘村、葛尾村、南相馬市。

1 2021年度以降の復興政策

政府は昨年12月20日、東日本大震災の新たな復興基本方針（以下「基本方針」という）を閣議決定した。今年1月下旬に召集された通常国会に関連法案が提出される。

基本方針によると、復興・創生期間が終了する21年3月までだった復興庁の設置期間を10年間延長し、津波・地震被災地（宮

城・岩手両県）では5年間、原発事故被災地（福島県）では当面10年間にわたって復興事業を続ける。

福島県については「引き続き国が前面に立って取り組む」とする一方、復興・創生期間終了後5年目にあたる25年度に「復興事業全体のあり方について見直しを行う」という。

財源面では、復興債や復興特別所得税などを原資とする東日本大震災復興特別会計、関係地方自治体に配分される震災復興特別交付税を維持し、当面5年間の「所要の財源を手当てする」と明記した。具体的な事業規模と財源の枠組みは今年夏ごろに示される。

21～25年度の事業規模は「1兆円台半ば」、11年度以降の累計では「32兆円台後半」になるとの見通しも示した。単年度平均でみると、21～25年度は11～20年度の1割程度に急減する計算になる。

これは地震・津波被災地における大型公共事業がほぼ完了し、それらの事業費に充てる「復興交付金」が20年度末で廃止されることが主因である。一方、原発事故で被災した12市町村^(注2)の復興を支援する「福島再生加速化交付金」^(注3)（以下「加速化交付金」という）は存続する。

この基本方針案の骨子が発表された際、宮城・岩手両県からは懸念の声も出たが、福島県の内堀雅雄知事は「県の実情を踏まえた」判断として評価する姿勢を示し「中長期的に見ていく必要があるとの認識を、国と共有できている」とコメントした。^(注4)

加速化交付金は事業費の4分の3を国が補助し、残る4分の1を県と市町村が拠出する。自治体側の負担分には震災復興特別交付税が充てられるため、実質的な地元負担はゼロになっている。21年度以降もこの枠組みは続くと思込まれる。

半面、会計検査院によると、17年度までに予算計上された加速化交付金4,268億円の3割近くに当たる1,224億円が不用額（年度内に執行されず、翌年度にも繰り越されなかった金額。いわゆる使い残し分）となった。

これは、公共工事等の計画をめぐり住民との合意形成に想定外の時間を要したことなどが原因とされる。住民の帰還率の低さなどの地域事情が背景にあり、不用額の多さが直ちに「不要な予算計上」を意味するものではないことを指摘しておきたい。

とはいえ、いわゆる国の借金残高が1,100兆円を超える厳しい財政事情や、東日本大震災後も続発する大規模災害の復旧・復興を考えれば、今後は加速化交付金についても対象事業が絞り込まれ、査定が厳しさを増すことが予想されよう。

(注2) 原発事故で避難指示が出た南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、田村市、川俣町、飯舘村、川内村、葛尾村。

(注3) 帰還した被災者の生活環境整備や事業再建を支援する交付金。農業関連では主に農地などの生産基盤整備や大規模な農業用施設・農業機械等の導入といったハード事業に充てられる。13年度補正予算で創設。

(注4) 河北新報（2019年11月8日付）

2 原発被災地の現状

(1) 人口減少と高齢化

原発事故の被災地は現在も多くの困難な課題を抱えているが、最大の難問は人口減少と高齢化であろう。昨年12月5日時点の福島県のまとめでは、まだ4万1,701人の被災者が避難を続けている^(注5)。復興庁によると、帰還困難区域の人口は約2万3,000人であり、差し引きで2万人近くが何らかの事情により帰還していない計算になる。

避難指示が解除された地域でも、住民の帰還状況には大きな差がある。解除が早かった田村市都路地区東部や広野町のように帰還率が8割を超える地域もある一方、17年春に解除された飯舘村、浪江町、富岡町の帰還状況は第1表のとおりであり、原発事故前の人口を回復する見通しは立っていない。

高齢化も一気に進んでいる。毎日新聞の独自集計によると、10市町村の避難指示解除区域において昨年7～8月時点の居住者に占める65歳以上の割合（高齢化率）は42.4%となり、10年国勢調査（各市町村全域）の26.9%を大幅に上回る。17年夏の49.2%から徐々に下がってはいるが、帰還者が高齢

第1表 2017年春に避難指示が解除された3町村の住民帰還状況

(単位 人、%)

	解除時期	2010年国勢調査(A)	現在の居住者(B)	帰還率(B/A)
飯舘村	17年3月31日	6,209	1,391(19年12月1日現在)	22.4
浪江町	17年3月31日	2万905	1,154(19年10月31日現在)	5.5
富岡町	17年4月1日	1万6,001	1,177(19年12月1日現在)	7.4

資料 各町村および復興庁、総務省統計局のホームページ

層に偏る傾向は根強い。

富岡町の住民意向調査（昨年8、9月実施）によると、70歳以上の住民（登録者）のうち「既に富岡町で生活している」人は10.1%、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」人は7.4%だったのに対し、29歳以下では帰還している人がゼロ、「戻りたいと考えている」人も3.3%にとどまった。

また、「戻らないと決めている」という回答は29歳以下・30～39歳・40～49歳の3区分のいずれにおいても50%を超えた。戻らない理由（複数回答）は全体の6割が「（避難先で）すでに生活基盤ができています」、4割は「避難先の方が、生活利便性が高い」を挙げた。

極端な人口減少と高齢化は地域農業の再生にも大きな制約要因である。担い手や後継者の不足はもとより、畦畔^{けいはん}や農道の草刈り、水路管理といった集落の共同活動が再

開できないことが担い手にとっても規模拡大の足かせになる。

（注5）福島県ホームページによると、県内への避難者数（昨年11月30日現在）は1万540人、県外への避難者数（同年11月12日現在）3万1,148人、避難先不明者13人の計4万1,701人。

（注6）田村市および復興庁のホームページより。

（注7）毎日新聞福島県版（2019年9月13日付）。同紙が17年夏以降、各市町村に対して半年ごとに行っているアンケートの結果であり、公式の統計ではない。被災12市町村のうち広野町と双葉町を除く10市町村が対象。

（2）進まない営農再開

被災12市町村における農地の面的除染は18年春までに完了したが、営農再開は遅れている。原発事故で営農が休止された農地1万7,659haのうち、昨年春までに作付けが再開された面積は3割にとどまり、福島県営農再開支援事業^{（注8）}が目標とする「2020年度にまでに6割」の達成は厳しいといわざるを得ない（第2表）。

第2表 福島原発事故後の営農再開状況

（単位 ha、%）

		営農休止面積 (11年12月末)	営農再開面積								再開率
			12年度	13	14	15	16	17	18	計	
原発被災12市町村	川俣町	375	0	0	2	1	3	7	103	115	30.7
	田村市	893	10	306	177	24	6	1	1	525	58.8
	南相馬市	7,289	509	216	1,298	△40	898	280	461	3,622	49.7
	広野町	269	9	118	50	18	7	0	7	209	77.7
	楡葉町	585	0	0	4	1	25	18	37	85	14.5
	富岡町	861	0	0	1	1	1	2	6	11	1.3
	川内村	605	0	202	44	41	42	36	1	367	60.7
	大熊町	936	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	双葉町	723	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	浪江町	2,034	0	0	2	0	1	3	11	17	0.8
	葛尾村	398	0	0	0	0	6	5	18	29	7.3
	飯館村	2,330	0	0	0	0	0	9	50	58	2.5
小計		17,298	528	842	1,578	46	989	361	695	5,038	29.1
福島市		62	0	20	9	4	7	1	0	41	66.1
二本松市		67	0	48	8	1	3	1	2	63	94.0
伊達市		197	0	90	20	0	0	16	△12	114	57.9
相馬市		35	0	26	0	9	0	0	0	35	100.0
県合計		17,659	528	1,025	1,615	60	999	380	685	5,291	30.0

資料 福島県営農再開支援事業実績報告書

（注）四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

前述した農業者の減少と高齢化に加え、除染で表土をはぎ取られたことによる地力低下、避難中に人里へ進出したイノシシやサルの被害も阻害要因になっている。また、米や牛肉、モモなどの品目は全国平均との価格差が解消せず、業務用向けの供給を余儀なくされるなど不利な販売環境が営農意欲をそいでいる面もある。

除染後の農地では、住民で構成する復興組合等が保全管理（除草や耕起）または管理耕作（未帰還の農業者に代わり暫定的に作付け）を行った際の費用が前述の営農再開支援事業によって補助されてきた。^(注9) 保全管理への助成は避難指示解除から3年後に原則として打ち切れ、浪江町、富岡町、飯館村、南相馬市小高区は今春、その期限を迎える。

助成の打ち切りで保全管理が行われなくなり、作付けも再開されない場合は農地が遊休化し荒廃するおそれがある。担い手への農地集積を伴う営農再開ビジョンの策定を前提に延長される特例はあるが、逆に保全管理が長期化すれば本格的な作付けへの移行や農地集積が遅れる。いずれにせよ地域農業の核（農地の受け手）となる経営体を特定し、具体的な農地利用に道筋をつけることが急務であろう。

楡葉町では、水稻作付面積が18年の61haから昨年の175haへ一気に増えた。原発事故前の10年（423ha）との比較では14%から41%への急回復である。^(注10) 15年9月の避難指示解除から3年が経過し保全管理への助成が終了したこと、昨年秋に同町内で米のカ

ントリーエレベーター（大規模乾燥調製貯蔵施設）が稼働したこと、さらには、これらの状況を踏まえ県・町・農協などが営農再開に向けて農地の利用調整に力を入れたことが背景とみられる。

農地集積を進める鍵は圃場の大区画化や水利施設の改良を行う農業基盤整備事業である。被災12市町村の大半を含む相双地方^(注11)では49地区4,786haで加速化交付金による農地整備事業の構想がある。しかし、このうち着手済みは22地区2,493haにとどまり、残る27地区2,293haは調査計画中、あるいは検討段階にとどまっている。^(注12)

実務経験を持つ市町村職員の不足や「所有者不明農地」^(注13)の存在なども足かせだが、最大のネックは関係者の合意形成であろう。避難が長引いた地域では、帰還していない農地所有者や耕作者も多く、事業への同意取得などに時間を要する。^(注14) 事業採択にあたっては、こうした地域事情への配慮が欠かせない。

農地や施設が整備されても、それを活用する経営体がなければ農業は再生しない。公益社団法人福島相双復興推進機構（通称・福島相双復興官民合同チーム）の営農再開グループが17年4月～18年12月に被災12市町村の農業者（認定農業者を除く）を訪問して聞き取ったところ、回答した1,429者のうち「既に営農再開済み」は24.6%、「営農再開を希望」は15.1%で、残る60.3%は「未定」または「再開の意向なし」だった。この調査で訪問した農業者は全体の15.4%であり、ほかにも営農再開を断念した農業者が多く

含まれているとみられる。

一方、「未定」または「意向なし」と答えた861者のうち、既に農地の「出し手」になっているのは63者（7%）、出し手となる意向「あり」は640者（74%）に上り「農地を荒らしたくない」という農地所有者の心理もうかがえる。

これより2年ほど古いデータだが、16年7～11月に農林水産省と福島県が被災12市町村の認定農業者708人を対象に行った意向調査（回答率73.7%）によると、回答した522人のうち「営農再開済み」は322人（61.7%）、「営農再開希望」は122人（23.4%）で担い手層の営農意欲の強さが確認された。

こうした農業者・農地所有者の意向を踏まえば、基盤整備などで営農再開の条件を整えつつ「人・農地プラン」の策定や実質化、^(注15)農地中間管理機構の活用などを通じて農地の出し手と受け手のマッチングを加速していくことが求められよう。

ただし、既存の認定農業者も高齢化が進み、特に避難指示が長期化した地域では後継者の確保が難しい現実がある。基本方針では「移住の促進や交流人口・関係人口の拡大」「外部からの参入」など、地域外から活力を導入する必要性も強調されている。

実際に原発事故被災地では、地域外からの企業参入や新規就農の実例が散見される。ただ、こうした「落下傘的」な参入に地元農業者が反発する例もあるという。農業再生はあくまで地元主導を基本とし、新規参入は丁寧な調整を心がけながら進める必要があると思われる。

(注8) 国の補助金を原資に県が基金を造成し、営農再開の取組みを支援する事業。放射性物質の吸収抑制対策や鳥獣害対策なども対象。事業期間は20年度まで。

(注9) 保安全管理の場合、10aあたり年3万5,000円を上限に支給。

(注10) 福島県相双農林事務所双葉農業普及所調べ。

(注11) 相馬郡・双葉郡を合わせた地域。被災12市町村のうち、川俣町と田村市を除く10市町村が含まれる。相馬市と新地町は相双地域に含まれるが被災12市町村には含まれない。

(注12) 昨年10月現在、福島県相双農林事務所まとめ。

(注13) 相続の未登記などによって実際の所有者が特定できない、または所在がわからない農地。

(注14) 土地改良法上は事業参加資格者（農地所有者・耕作者）の3分の2以上の同意があれば事業申請が可能だが、円滑な事業推進を担保するために100%近い同意を得るのが通例となっている。

(注15) 集落内の話し合いなどを通じて具体的な農地の出し手・受け手を特定するなど、既存の人・農地プランを実効性のある内容に見直す作業。

3 再生への模索

地元農業者か新規参入者かを問わず、直面する最大の難問は労働力の確保であろう。人口が激減した多くの旧避難指示区域では、常勤の作業員だけではなくパートやアルバイトの募集も難しい現状がある。

それに対する一つの答えは、省力化技術の導入である。16年7月に避難指示が解除された南相馬市小高区の株式会社紅梅夢ファーム（佐藤良一代表取締役）は昨年、水稻29ha（直播栽培）、大豆11ha、ナタネ6haなどを作付けした。同社は農林水産省のスマート農業関連実証事業に参加し、自動運転の農業機械（トラクター、コンバイン、田植え機）を導入している。地元高校の新卒者ら若手4人を雇用し、今年は米で50haを目

指す。

ただ、無人農機は山すその狭い圃場では使えず、通常の水田でも構造物の多い外周部は人手による作業が求められる。また、3台まで同時に操作できるものの実際は作業者が立ち合う必要がある。公道の無人走行はできないため圃場間の移動などに時間がかかり、必ずしも効率は良くないという。スマート農業が現場で「使える技術」になるまで、当分は試行錯誤が続くと見込まれる。

獣害対策や除草も課題になっている。同社は全圃場にイノシシ除けの電気柵を張っているが、雑草が伸びて電線に触れると電圧が下がり効果がなくなる。避難先から帰還しない住民（農地所有者）も多く、かつて集落で行っていた除草などの負担が重い。「田んぼの周囲は自分たちでやるが、農道などは集落でやってもらえたら」と佐藤氏は話す。

同社では原発事故以前から使ってきた乾燥調製施設（ライスセンター）が老朽化し更新時期を迎えている。南相馬市は加速化交付金を活用したカントリーエレベーターを21年に稼働させる予定だが、同社は宮城県内の企業や農業法人と提携し包装米飯（パックご飯）用に米を出荷しているため、自社専用のライスセンター整備を希望している。

被災地では乏しい労働力の有効活用や安定的な収益確保を図るため、新規作物の導入も進められている。

飯舘村や浪江町、葛尾村などではトルコギキョウなど花き栽培に取り組む農業者が

増えているほか、相双地方の各地で業務用タマネギ、サツマイモ、ワイン用ブドウ、イチゴ、ナタネ、ソバ、エゴマなどの栽培が広がっている。檜葉町では大阪の食品メーカーの子会社が17年から加工用サツマイモを生産しており、昨年は約30ha、20年は50ha規模に達する見通しだ^(注16)という。

業務・加工用作物や花き類はいわゆる風評被害^(注17)に強いというメリットがある。農林水産省は「被災12市町村高収益化産地構想」を掲げ、関係機関による検討会を開くなどして導入を推進する考えである。安定的な供給を確保するための団地化や提携先企業の発掘が鍵になろう。

耕作放棄地の拡大を防ぐ観点からは、飼料用作物の生産や水田放牧など農地の「畜産的利用」も重要な取組みといえる。

飯舘村では昨年、和牛繁殖の再開が10戸を超えた。以前は稲作などのかたわら数頭の繁殖用雌牛を飼育するような小規模経営が一般的だったが、再開した繁殖農家は専業でそれぞれ数十頭規模を飼っている。子牛の高値が続いていることを背景に、繁殖・肥育の一貫経営も登場している。

耕畜連携による農地の活用も取り組まれている。同村関根・松塚地区では山田豊氏と父の猛史氏による繁殖用雌牛の放牧が4年前から始まり、その場として水田や畑も使われている。昨年は加速化交付金による大規模な牛舎が完成した。「飯舘牛」ブランドの復活へ向け、現在約50頭の飼養頭数をさらに増やす意気込みである。

同村上飯樋地区では、集落営農組織「13

区営農組合」が昨年秋に法人化され、牧草やホールクロップサイレージ^(注18)の生産に乗り出した。相双地方の酪農家5人が14年に福島市で設立した株式会社フェリスラテが同村内に子牛の育成施設を開設し、13区営農組合の飼料もそこに供給される。

田村市では昨年3月、福島さくら農協が出資する法人がキャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)を開設した。畜産農家から子牛を預かり育成・出荷する預託事業のほか、自らも繁殖・育成に取り組み、新規就農者の研修機関としても期待されている。

生産基盤の整備に加え、都市住民ら消費者との関係構築も復興の推進力になる。平成から令和への改元が行われた昨年5月1日には、原発事故で休業していた飯舘村佐須地区の農家レストラン「氣まぐれ茶屋ちえこ」が営業を再開した。週3日の営業だが、古民家風の店内は村内外からの客でにぎわっている。経営者の佐々木千栄子さんは避難中に夫の勝男さんを亡くし、自らも重病を患うなどした。苦難を乗り越えて営業を再開した理由について「ここに来れば



農家レストランを再開した佐々木千栄子さん



飯舘村佐須地区に開設された農泊施設

お父さん(勝男さん)と一緒にいられる気がするから」と話す。

同地区では同じ5月、住民団体が農泊施設「風と土の家」をオープンした。原発事故直後から村の復興を支援してきたNPO法人「ふくしま再生の会」(18年に本拠地を東京から飯舘村に移転)が開設・運営をサポートし、同会の現地での活動などに利用されている。

同会の副理事長で地区の行政区長も務める菅野宗夫氏は「原発事故は普通の自然災害とは違う。支援する、支援されるという一方通行の関係ではなく、生きていくうえで大事なことを一緒に学び合う関係を作っていきたい」と強調する。

飯舘村南部の大久保・^{よそうち}外内地区では^{ながしろう}長正増夫区長を中心とした住民グループがエゴマや雑穀の栽培に取り組み、消費者との提携の道を探っている。

昨年11月には、食と農と地域をつなぐ活動に取り組む東京のNPO法人「コミュニティスクール・まちデザイン」の会員ら15人が現地を訪問し、住民らと交流会を開いた。総勢約60人が地元産のエゴマや小麦で料理

を作り試食、懇談した。同地区はまだ帰還していない住民も多いが、長正区長はこうした機会を生かして地域を越えたつながりを維持・発展させたい考えである。

(注16) 河北新報 (2019年6月7日付)

(注17) 消費者の選択ではなく、流通業者が福島県産品を扱わない状態が定着したという実態もあるため「風評被害」という表現は不適切との指摘がある。

(注18) 青刈りしたイネを葉や茎ごと発酵させた飼料。

おわりに

原発のシビア・アクシデントという国内で前例のない災厄に見舞われた福島県の農業・農村は、避難期間の違いなどによる地域差が大きく、民間を含む復興支援は地域事情に応じた柔軟な進め方が求められる。避難指示が解かれていない帰還困難区域もあり、原発の廃炉作業が数十年にわたることなどを考え合わせれば、今後も10年を超える息の長い取り組みが必要になろう。

一方で国・地方の厳しい財政事情や、東日本大震災後も相次ぐ大災害の発生を考えると、支援対象が絞り込まれていく流れも覚悟せざるを得ない。公的支援を前提にした緊急避難的な対応が無期限に続くことは期待できず、帰還困難区域を除く多くの地域が新たな段階への飛躍を迫られている。

そこで農業者が直面するのは、劇的な人口減少と高齢化である。限られた担い手、乏しい労働力を最大限に生かして農業復興を進めるには「スマート農業」と呼ばれる新しい技術体系や収益性の高い新規作物の

導入などが課題になる。

半面、地域農業は非農家住民を含むコミュニティや都市の消費者ら多くの人々とのつながりに支えられている。大規模な土地利用型農業を営む場合も、かつて集落の共同活動によって担われていた草刈りや水路の管理などをどう維持していくかが課題になる。いわゆる風評被害の克服には、消費者との直接的な信頼関係を構築していくことも必要であろう。

人口減少に対応した農業の模索と並行し、人口減少そのものへの対策、すなわち「地域に人を呼び戻す」「外から人を呼び込む」取り組みも求められる。

飯舘村は、帰還した高齢者らによる小規模で自給的な「生きがい農業」にも村独自の支援を実施している。その件数は17～19年の累計で約350件に達し、30～40代など若手^(注19)の就農事例や本格的な「なりわい農業」にステップアップするケースも生まれている。

近年、地方創生の文脈で注目される「田園回帰」や「関係人口」^(注20)「多業」といったキーワードは原発被災地にも無縁ではない。原発事故をきっかけに関心を抱いて関係人口となり、さらには移住・就農する人々もいる。未帰還の住民も広義の関係人口として包摂する視点があっていい。

当然のことながら、これまでの復興は外部から注入される「ヒト・モノ・カネ」によって進められてきた。今後はそれらを内在化し「フロー」から「ストック」に変えていく視点が重要であろう。そのうえで持

続可能な「内発的发展」を目指さなければならぬ。

最後に、被災地の現状は近未来の日本の縮図でもあることを指摘しておきたい。昨年の全国の出生数は1899年の統計開始以来、初めて90万人を割り込み86万人になった。国立社会保障・人口問題研究所の予測より2年早い減少ペースであり、死亡数から出生数を差し引いた人口の自然減は過去最大の51万人に達した。「地方消滅」と呼ばれる事態の加速が一段と懸念される状況になっている。

飯舘村の菅野氏が指摘するように、被災地を「支援の対象」と捉えるだけでは不十分である。問われているのは「自分ごと」であり、それを被災地の人々と一緒に考えていくべきであろう。

(注19) 飯舘村では生計を得るための農業を「なりわい農業」と呼び「生きがい農業」と区別している。

(注20) 「田園回帰」は若者らが大都市圏から地方、特に農山漁村に移住する現象。「関係人口」は地域に居住はしないが、さまざまな形で地域と継続的なかわりを持つ人々。地元生活拠点を

置く「定住人口」や観光などで一時的に訪れる「交流人口」と区別される。「多業」は同時に複数の仕事（ボランティアなどの非営利活動も含む）をする働き方。たとえば「地域おこし協力隊」として都会から移住した若者が、農業を営みながら直売所運営やイベント企画に携わるといったケース。

<参考文献>

- ・飯舘村（2019）『広報いいたて』1～12月号
- ・岡山信夫（2019）「震災復興と関係人口——福島事例から考える——」『農林金融』3月号
- ・東北農政局（2019）『震災復興室だより』第29～33号
- ・福島県「ふくしま復興ステーション」（復興情報ポータルサイト）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>
- ・福島県相双農林事務所農業振興普及部（2019）『農業振興普及部だより みどりのこだま』第90～92号
- ・行友弥（2015）「福島県の農業復興へ向けた課題——求められる『つながり』の回復——」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2016）「岐路に立つ福島県の農業——風評被害克服と営農再開へ向けた課題——」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2017）「福島原発事故からの農業再生——復興『加速』論がはらむ問題点——」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2018）「福島原発事故から7年——農業再生の現状と課題——」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2019）「未来へバトンをつなぐ若手農業者たち——原発被災地における後継者と新規就農者の動向——」『農林金融』3月号

（ゆきとも わたる）

